

鈴鹿医療科学大学大学院学則

第1章 総 則

第1条 本大学院は鈴鹿医療科学大学建学の精神に則り、医療科学技術の分野における高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その意義を認識すると同時に、その深奥を究め医療科学技術の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 本大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検、評価及び結果の公表の方法並びに組織については、別に定める。

第3条 大学院には、修士課程、博士後期課程及び博士課程（4年制）を置く。

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事することに必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程（4年制）は、高度な薬学領域での専門能力を発揮して医療に貢献するとともに、自立して研究する能力を備えた臨床薬剤師及び臨床における創薬・育薬を担う人材としての研究者及び教育者の養成を目的とする。

第2章 研究科、専攻、専攻の目的及び定員

第5条 本大学院に、次の研究科・専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
医 療 科 学	医 療 科 学	博士後期
	医 療 科 学	修 士
薬 学	医 療 薬 学	博士（4年制）

2 前項に定める専攻の教育研究目的は次のとおりである。

（医療科学専攻）現代社会が求める患者のためのチーム医療を実践することができ、より高い専門性を持つと同時に医療全般にも通じた幅広い医療スペシャリストを養成することを目的とする。

（医療薬学専攻）チーム医療を推進し、医療現場の諸問題を科学的に解決できる指導的専門薬剤師としての能力、先進的な医療薬学・臨床薬学の研究に取り組むことのできる科学的思考・研究心・研究能力を持った研究者及び教育者を養成することを目的とする。

3 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修 士 課 程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

医 療 科 学	医 療 科 学	30 人	60 人	5 人	15 人
計		30 人	60 人	5 人	15 人

研究科名	専攻名	博士課程(4年制)	
		入学定員	収容定員
薬 学	医 療 薬 学	2 人	8 人
計		2 人	8 人

第3章 教員組織

第6条 大学院の授業及び研究指導は、研究科ごとに大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）に定める資格を有する教員が担当するものとする。

第7条 本大学院における授業及び研究指導の担当教員は、本大学院及び学部所属の教授をこれに充てる。ただし、必要に応じ、各研究科委員会及び運営協議会の議を経て、准教授、講師及び助教、附属施設所属の教授、准教授、講師及び助教を充てることがある。

第4章 運営組織

第8条 各研究科に研究科長を置く。

第9条 研究科に関する重要事項を審議するため、各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

第10条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 学年を次の2期に分ける。ただし、学長は授業の開始終了について変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第12条 休業日を次のように定める。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に定める休日
- (3) 本学創立記念日 5月6日
- (4) 春季休業 3月21日から4月10日まで
- (5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 学長は、前項の休業日を都合により変更し、又は授業、実験、実習を課することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限及び長期履修制度

第13条 修士課程の修業年限は2年とする。ただし、社会人院生については、長期履修制度を設ける。詳細は別に定める。

2 院生は4年を超えて在学することができない。ただし、第22条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第14条 博士後期課程の修業年限は3年とする。ただし、社会人院生については、長期履修制度を設ける。詳細は別に定める。

2 院生は6年を超えて在学することができない。ただし、第22条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第14条の2 博士課程（4年制）の修業年限は4年とする。ただし、社会人院生については、長期履修制度を設ける。詳細は別に定める。

2 院生は8年を超えて在学することができない。ただし、第22条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入 学

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第16条 修士課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第17条 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第17条の2 博士課程（4年制）に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大学の6年制薬学部を卒業した者または卒業見込みの者で、薬剤師免許を有する者若しくは取得見込みの者

- (2) 大学の旧 4 年制薬学部を卒業し大学院薬学専攻または臨床薬学専攻の修士の学位及び薬剤師免許を有する者
- (3) 大学の旧 4 年制薬学部を卒業後 2 年以上薬剤師として勤務し、学術活動の経験があり、修士の学位を有する者と同等の学力があると、本大学院において認めた者
- (4) 文部科学大臣の指定した者

第 18 条 本大学院への入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

第 19 条 前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

第 20 条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに所定の納付金を納め、誓約書その他指定の書類を提出しなければならない。

第 21 条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第 22 条 他の大学院の学生が所属の大学学長又は大学院長の承認を得て、本大学院に転学を志願するときは、欠員のある場合に限り、研究科委員会の議を経て学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

第 23 条 再入学を願出た者があるときは、研究科委員会の議を経て学長は、入学を許可することがある。ただし、第 36 条の規定により除籍された者は、再入学を願出することができない。

第 8 章 教育課程及び履修方法等

第 24 条 授業科目の名称及び単位数は、別表 I のとおりとする。

第 25 条 研究科の講義（1 時間の授業につき、2 時間の予習又は復習を必要とするもの）については毎週 1 時間、文献研究・演習（2 時間の授業につき、1 時間の予習又は復習を必要とするもの）については毎週 2 時間、実習又は実験（予習又は復習を必要としないもの）については毎週 3 時間、各 15 週の授業をもって 1 単位とする。

第 26 条 院生は、大学の指定した期間に指導教員のもとで当該学年における履修授業科目を選定し、受講を申請しなければならない。

第 26 条の 2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間・休日その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

2 社会人院生を対象とした授業及び研究指導を土曜日及び日曜日にサテライトキャンパスにて受けることができる。

第 27 条 指導教員は、その院生の本大学院における修学研究一般及び論文の作成を指導する。

2 研究科長が必要であると認めるとき、所属学生に対し、所定の授業科目のほか、本大学院の他研究科に配置された授業科目を指定し、これを履修させることができる。

3 前項による履修のうち、他研究科に配置された授業科目を履修させようとするときは、関係する研究科委員会の承諾を得なければならない。

第 28 条 一年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35 週にわたることを原則とする。

第 29 条 教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む）との協議に基づき、院

生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、研究科委員会の議を経て 15 単位（博士後期課程及び 4 年制博士課程は 10 単位）を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。
- 3 教育上有益と認めるときは、入学前に本学大学院または他の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位について、研究科委員会の議を経て 15 単位（博士後期課程及び 4 年制博士課程は 10 単位）を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。
- 4 第 2 項及び第 3 項において修了の要件として認める単位数は合わせて 20 単位（博士後期課程及び 4 年制博士課程は 10 単位）を限度とする。

第 9 章 休学・転学・留学及び退学

第 30 条 疾病その他やむを得ない理由により 2 カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第 31 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第 13 条、第 14 条の在学期間には算入しない。

第 32 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第 33 条 他の大学の大学院に転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第 34 条 外国の大学の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第 13 条・第 14 条に定める在学期間に含めることができる。
- 3 第 29 条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

第 35 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第 36 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 13 条・第 14 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 31 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第 10 章 課程修了の認定及び学位の授与

第 37 条 授業科目修得の認定は、試験等（以下「科目試験」という。）によって行う。

- 2 科目試験は、学期末あるいは学年末に授業担当教員が行う。
- 3 科目試験を受けることができる授業科目は、本大学院において正規に受講した授業科目に限る。

第 38 条 削除

第 39 条 削除

第 40 条 学位の最終試験並びに学位授与の詳細については、鈴鹿医療科学大学学位規程に定める。

第 41 条 修士課程については、2 年以上在学し、専攻する専門課程の科目につき、必修・選択科目を通じて次の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を指導教員を通じて研究科委員会に提出し、最終試験に合格した者を研究科委員会の議を経て学長が修了と認定する。ただし、在学期間に関しては、大学院が別に定めるところにより、優れた業績をあげた者、または、第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項により修了の要件となる単位について、研究科委員会にて、その修得に要した期間等を勘案し在学期間の 1 年に相当すると認められた者は、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。なお、再入学した者についても同様に扱うものとする。

研究科名	専攻名	課程	単位数
医 療 科 学	医 療 科 学	修 士	30

2 削除

3 第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項による履修によって修得した単位もしくは第 34 条による留学によって修得した単位については 20 単位を超えない範囲でこれを前第 1 項の単位に含めることができる。

第 42 条 博士後期課程については、3 年以上在学し、専攻する専門課程の科目につき、必修・選択科目を通じて次の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を指導教員を通じて研究科委員会に提出し、最終試験に合格した者を研究科委員会の議を経て学長が修了と認定する。ただし、在学期間に関しては、大学院が別に定めるところにより、優れた業績をあげた者については、当該課程に 2 年以上在学すれば足りるものとする。

研究科名	専攻名	課程	単位数
医療科学	医療科学	博士後期	20

2 削除

3 第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項による履修によって修得した単位もしくは第 34 条による留学によって修得した単位については 10 単位を超えない範囲でこれを前第 1 項の単位に含めることができる。

4 博士後期課程においては、研究科長の許可を得て修士課程で修得した超過単位のうち 10 単位以内を博士後期課程の単位とすることができる。

5 削除

第 42 条の 2 博士課程（4 年制）については、4 年以上在学し、専攻する専門課程の科目につき、必修・選択科目を通じて次の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を指導教員を通じて研究科委員会に提出し、最終試験に合格した者を研究科委員会の議を経て学長が修了と認定する。ただし、在学期間に関しては、大学院が別に定めるところにより、優れた業績をあげた者または、第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項により修了の要件となる単位について、研究科委員会にて、その修得に要した期間等を勘案し在学期間の 1 年に相当すると認められた者は、

当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。なお、再入学した者についても同様に扱うものとする。

研究科名	専攻名	課程	単位数
薬学	医療薬学	博士（4年制）	30

2 第29条第1項、第2項及び第3項による履修によって修得した単位もしくは第34条による留学によって修得した単位については10単位を超えない範囲でこれを前第1項の単位に含めることができる。

第43条 試験成績の評価及び合否は、次のとおりとする。

(1) 授業科目についての評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とする。

秀（100点～90点）

優（89点～80点）

良（79点～70点）

可（69点～60点）

不可（59点～0点）

(2) 学位論文、研究成果及び最終試験については、合格、不合格とする。

第44条 学位の種類は、その修了した研究科・専攻に応じて次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	学位
医療科学	医療科学	博士後期	博士（医療科学）
	医療科学	修士	修士（医療科学）
薬学	医療薬学	博士（4年制）	博士（薬学）

第45条 削除

第11章 賞 罰

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

第47条 学則に違反し、又は院生としての本分に反する行為をした者は、鈴鹿医療科学大学学生懲戒規程に則り、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

- 4 停学期間は、在学年数に算入する。ただし、その期間が3カ月以上にわたるときは修業年限から除く。

第12章 研究員、科目等履修生、研修生（認定社会福祉士）及び

外国人留学生

第48条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究員として在籍を許可することがある。

- 2 研究員を志願することのできる者は、大学院修士課程以上を修了した者、その他、学部教授会または大学院研究科委員会において適当と認められた者とする。

- 3 研究期間の在籍期間は1年または半年とし、最長5年まで更新することができる。

第49条 削除

第50条 本大学院において特定の授業科目を履修し、単位を取得することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生又は研修生（認定社会福祉士）として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生は学期毎に許可する。

- 3 研修生（認定社会福祉士）は学期毎に許可する。

第51条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生は、定員内とする。

第52条 研究員、科目等履修生、研修生（認定社会福祉士）及び外国人留学生に関する規則は別に定める。

第13章 検定料、入学金及び授業料等

第53条 検定料、入学金及び授業料等は、別表Ⅱのとおりとする。

第54条 前条の検定料、入学金及び授業料並びに手数料等については、学費等納入規程の定めるところにより所定の期日までに納入しなければならない。

第55条 前期又は後期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該学期末までの授業料を、復学又は入学した月に納付しなければならない。

第56条 学年の途中で修了する見込みの者は、修了する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

第57条 前期又は後期の中途で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。ただし、退学の許可又は除籍の決定が前期は5月末日、後期は11月末日までの場合は、当該学科の授業料の2分の1を免除する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

第58条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学が許可された期の翌期からの授業料を免除する。ただし、別表Ⅱ－④に定める休学在籍料を授業料免除の当該学期から納入しなければならない。

第 59 条 納付した検定料、入学金、授業料、休学在籍料並びに手数料等については、返還しない。
ただし、学費等納入規程に定めのある場合は、この限りではない。

第 14 章 研究指導施設

第 60 条 本大学院に院生研究室を設ける。

2 学部及び研究所の施設は必要に応じ、院生の研究及び指導のため用いることがある。

第 15 章 雑 則

第 61 条 この学則に定めるものの外、大学院学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第 16 章 学則の改正

第 62 条 本学則の改正等は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、平成 7 年 12 月 22 日に制定し、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 3 月 18 日に改正し、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 12 月 22 日に改正し、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 3 月 27 日に改正し、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日に改正、施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日に改正、施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日に改正、施行する。

なお、第 57 条、第 58 条及び第 59 条については、平成 17 年度以前の学生についても適用する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日に改正、施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日に改正、施行する。

附 則

1 この学則は、平成 20 年 9 月 16 日に改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 別表Ⅱの入学金及び授業料については、平成 20 年度以前の入学生についても適用する。

附 則

1 この学則は、平成 21 年 9 月 18 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 保健衛生学研究科は、平成 22 年 4 月 1 日から学生募集を停止し、在学生の修了をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成 22 年 3 月 25 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 12 月 17 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 43 条については、平成 23 年度入学生から適用する。

附 則

保健衛生学研究科 医療栄養学専攻の廃止について、平成 23 年 3 月 23 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 3 月 22 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 12 月 14 日に改正し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。
2 別表 I については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 5 月 28 日に改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 25 年 9 月 20 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 12 月 20 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 3 月 28 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 3 月 24 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 12 月 16 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。なお、教育課程変更については、平成 26 年度入学生から適用する。
2 別表第Ⅱの②の授業料については、平成 27 年度以前の入学生についても適用する。

附 則

この学則は、平成 28 年 3 月 30 日に改正し、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 9 月 28 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、特別聴講学生の変更等について、平成 28 年 12 月 16 日に改正、施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 9 月 29 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、教育課程の変更について、平成 29 年 12 月 15 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表Ⅱの②の入学金については、平成 29 年 12 月 15 日に改正し、施行する。

附 則

この学則は、別表Ⅱの②の入学金について、平成 30 年 2 月 16 日に改正し、施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 3 月 29 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、教育課程の変更（看護学分野）について、平成 30 年 5 月 30 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、医療科学研究科修士課程（公認心理師・臨床心理士資格取得コース）の教育課程について、平成 30 年 9 月 26 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則

この学則は、別表Ⅱの②の入学金について、平成 30 年 9 月 26 日に改正し、施行する。

附 則

- 1 この学則は、医療科学研究科東京・名古屋サテライトキャンパス等の名称変更、名古屋サテライトコースの博士後期課程新設、修士課程の教育課程変更について、平成 30 年 12 月 14 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条については、平成 30 年 12 月 14 日に改正し、施行する。

附 則

- 1 この学則は、教育課程の変更について、平成 31 年 3 月 28 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表Ⅱの②の入学金について、平成 31 年 3 月 28 日に改正し、平成 31 年 2 月 8 日から適用する。

附 則

この学則は、令和元年 12 月 13 日に改正、施行する。

なお、薬学研究科医療薬学専攻博士課程（4 年制）の教育課程について令和元年 12 月 13 日に改正、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度入学生に遡って適用する。

附 則

この学則は、医療科学研究科修士課程の教育課程変更について、令和 2 年 3 月 30 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 12 月 11 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

なお、薬学研究科医療薬学専攻博士課程（4 年制）の教育課程については、令和 2 年度入学生に遡って適用する。

附 則

この学則は、教育課程の変更について、令和3年3月30日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年3月30日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年12月9日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、教育課程の変更について、令和5年3月29日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、薬学研究科医療薬学専攻博士課程（4年制）の教育課程について 令和5年9月27日に改正し、令和6年4月1日から施行する。

〈別表Ⅰ〉授業科目及び単位数
医療科学研究科・医療科学専攻〈博士後期課程〉

令和4年4月以降入学者

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
専攻 共通	臨床医療科学特講A	1・2・3	1		1. 本課程に3年以上在学して所定の授業科目について20単位以上(必修18単位・選択2単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格すること。 2. ※が付いている科目は、当該分野の院生のみ履修可能である。
	臨床医療科学特講B	1・2・3	1		
	医学統計特論	1・2・3		2	
	医療安全管理学特講	1・2・3		2	
	医療倫理学特講	1・2・3		2	
	医療科学研究法論究	1～3	2		
	科学論文技法論究	1～3	2		
	医療科学輪講(博士)	1～3	6		
	医療科学特別研究(博士)	1～3	6		
看護学 分野	看護科学特論	1		2	

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
専攻 共通	医療画像読影特論	1・2・3		2	本課程に3年以上在学して所定の授業科目について20単位以上(必修14単位・選択6単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格すること。
	医療放射線技術学概論	1・2・3		2	
	画像情報処理特論Ⅰ	1・2・3		2	
	画像情報処理特論Ⅱ	1・2・3		2	
	医療情報技術概論	1・2・3		2	
	臨床画像情報特論	1・2・3		2	
	医療画像情報学演習	1・2・3		2	
	放射線治療学特論	1・2・3		2	
	放射線治療物理学特論	1		2	
	基礎腫瘍学特論Ⅰ	1・2・3		2	
	基礎腫瘍学特論Ⅱ	1・2・3		2	
	科学論文技法	1～3	2		
	医療科学輪講(博士)	1～3	6		
	医療科学特別研究(博士)	1～3	6		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
分野 共通	医療科学特論A	1・2		2	1. 本課程に2年以上在学して所定の授業科目について30単位以上(必修14単位・選択16単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格すること。 2. 医療科学特論A、B、Cのうちいずれか1科目2単位を修得すること。ただし、看護学分野の院生は必ず「医療科学特論C」を修得すること。 3. ※が付いている科目は、当該分野の院生のみ履修可能である。
	医療科学特論B	1・2		2	
	医療科学特論C	1・2		2	
	臨床医療科学特講A	1・2	1		
	臨床医療科学特講B	1・2	1		
	外書講読Ⅰ	1	1		
	外書講読Ⅱ	1・2・3	1		
	医学統計特論	1・2		2	
	医療安全管理学特講	1・2		2	
	医療倫理学特講	1・2		2	
	病態学特論	1・2		2	
放射線 情報学 分野	医療画像検査学特論	1・2		2	
	画像処理特論	1・2		2	
	核医学特論	1・2		2	
	デジタル画像学特論	1・2		2	
	画像解剖学特論	1・2		2	
	放射線生体応答学特論	1・2		2	
医療 栄養学 分野	病態栄養学特論	1・2		2	
	機能性高分子特論	1・2		2	
	生体化学特論	1・2		2	
	内分泌代謝栄養学特論	1・2		2	
	分子・細胞栄養学特論	1・2		2	
	食品機能・栄養生化学特論	1・2		2	
臨床 検査学 分野	公衆栄養学特論	1・2		2	
	臨床検査学特論	1・2		2	
	臨床化学分析特論	1・2		2	
	免疫生物学特論	1・2		2	
	分子遺伝学特論	1・2		2	
	臨床血液検査学特論	1・2		2	
	病理組織検査学特論	1・2		2	
	分子細胞病理学特論	1・2		2	
	細胞診検査学特論※	1・2		2	
理学 療法学 分野	細胞診検査診断学実習※	1・2		2	
	運動制御学特論	1・2		2	
	臨床生体力学特論	1・2		2	
	運動機能障害学特論	1・2		2	
	理学療法メカノバイオロジー特論	1・2		2	
	徒手理学療法学特論	1・2		2	
作業 療法 学 分野	高齢者の応用健康科学特論	1・2		2	
	作業療法理論学特論	1・2		2	
	作業活動生体反応学特論	1・2		2	
	上肢運動器障害治療学特論	1・2		2	
医療 福祉学 分野	作業活動分析学特論	1・2		2	
	医療福祉経営学特論	1・2		2	
	福祉専門職特論	1・2		2	
	医療福祉学特講	1・2		2	
	地域包括医療・福祉特論	1・2		2	

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
臨床心理学分野	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	1		2	
	障害者(児)心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	1・2		2	
	健康心理学特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	1・2		2	
臨床工学分野	生体信号処理特論	1・2		2	
	肺循環機能学特論	1・2		2	
	電気生理学的治療機器特論	1・2		2	
	生体システム工学特論	1・2		2	
	医用電気・電子工学特論	1・2		2	
	人工臓器医工学特論	1・2		2	
医療情報実践分野	データ解析学特論	1・2		2	
	医療情報システム特論	1・2		2	
	画像認識システム特論	1・2		2	
	知的情報処理特論	1・2		2	
	上級情報処理実践	1・2		2	
鍼灸学分野	鍼灸臨床技術学実習Ⅰ※	1		2	
	鍼灸臨床技術学実習Ⅱ※	1		2	
	鍼灸臨床技術学実習Ⅲ※	2		2	
	鍼灸技術学特論	1・2		2	
	実験鍼灸学	1・2		2	
看護学分野	看護理論	1		1	
	看護研究方法論	1		2	
	看護倫理	1		2	
	リーダーシップ特論	1		2	
	ヘルスアセスメント特論	1		2	
	看護実践教育学特論	1		2	
	看護実践支援特論 ※	1・2		2	
	看護実践支援演習 ※	1・2		2	
	看護実践支援実習 ※	1・2		2	
共通攻	医療科学輪講(修士)	1～2	4		
	医療科学特別研究(修士)	1～2	6		

医療科学研究科・医療科学専攻〈修士課程〉

公認心理師・臨床心理士資格取得コース

令和5年4月以降入学者

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
臨床 心理 学 分 野	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	1		2	1. 本課程に2年以上在学して所定の授業科目について30単位以上(必修10単位、選択20単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格すること。 2. ※が付いている科目は、臨床心理士志望院生のみ履修可能である。
	障害者(児)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	1		2	
	教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	1		2	
	犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と実践)	1		2	
	産業・労働心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	1		2	
	家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	1		2	
	健康心理学特論(心の健康教育に関する理論と実践)	1		2	
	心理実践実習A(相談センターでのケース、SV)	1～2		4	
	心理実践実習B(GSVとケースカンファレンス)	1～2		4	
	心理実践実習C(外部実習)	1～2		2	
	臨床心理学特論Ⅰ ※	1		2	
	臨床心理学特論Ⅱ ※	2		2	
	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	1		2	
	臨床心理面接特論Ⅱ ※	1		2	
	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	1		2	
	臨床心理査定演習Ⅱ ※	1		2	
	臨床心理基礎実習 ※	1		2	
	臨床心理実習Ⅰ ※	2		1	
	臨床心理実習Ⅱ ※	2		1	
	心理統計法特論	1・2		2	
	臨床心理学研究法特論 ※	1		2	
	人格心理学特論 ※	1・2		2	
	投映法特論 ※	1		2	
	心理療法特論 ※	1		2	
専攻 共通	医療科学輪講(修士)	1～2	4		
	医療科学特別研究(修士)	1～2	6		

医療科学研究科・医療科学専攻〈修士課程〉(細胞検査士資格取得コース)

2020年4月以降入学者

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
	細胞診検査学特論	1・2	2		1. 本課程に2年以上在学して所定の授業科目について30単位以上(必修20単位を含む)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格すること。 2. ※当該科目は、細胞検査業務に1年以上従事した事の無い者は、必修とする。 3. 選択科目については医療科学研究科・医療科学専攻〈修士課程〉の選択科目を履修することができる。
	細胞診検査診断学実習	1・2	2		
	細胞診画像診断学特論	1・2	2		
	細胞診検鏡実習	1・2	4		
	細胞診検査実務実習 ※	1・2		10	
共専 通攻	医療科学輪講(修士)	1～2	4		
	医療科学特別研究(修士)	1・2・3	6		

医療科学研究科・医療科学専攻〈修士課程〉(東京サテライトコース)

2020年4月以降入学者

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
共通分野	医療画像読影特論	1・2		2	本課程に2年以上在学して所定の授業科目について30単位以上(必修10単位・選択20単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格すること。
	医療放射線技術学概論	1・2		2	
医療画像学分野	画像情報処理特論Ⅰ	1・2		2	
	画像情報処理特論Ⅱ	1・2		2	
	医療情報技術概論	1・2		2	
	臨床画像情報特論	1・2		2	
	医療画像情報学演習	1・2・3		2	
	医療画像学特別研究	1～2		4	
放射線治療学分野	放射線治療学特論	1・2		2	
	放射線治療物理学特論	1		2	
	基礎腫瘍学特論Ⅰ	1・2		2	
	基礎腫瘍学特論Ⅱ	1・2		2	
共通専攻	放射線治療学特別研究	1～2		4	
	医療科学輪講(修士)	1～2	4		
専攻	医療科学特別研究(修士)	1～2	6		

薬学研究科 医療薬学専攻 博士課程(4年制)

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
医療薬学講義		医療薬学総合講義	1前	2		オムニバス方式
		小計（1科目）	—	2	0	
高度専門 教育科目	病態解析・薬効制御学分野	病態画像診断学特論	1・2前		2	隔年開講
		薬効分子設計学特論	1・2前		2	隔年開講
		神経内分泌・栄養学特論	1・2後		2	隔年開講
		神経再生薬学特論	1・2後		2	隔年開講
		老化制御学特論	1・2前		2	隔年開講
		病態解析・薬効制御学演習	1・2後		2	隔年開講・オムニバス方式
	薬物治療設計・管理学分野	老年病態薬学特論	1・2後		2	隔年開講
		生体分子解析学特論	1・2前		2	隔年開講
		感染制御学特論	1・2後		2	隔年開講
		免疫制御薬学特論	1・2後		2	隔年開講
		社会薬学特論	1・2前		2	隔年開講
		薬物治療設計・管理学演習	1・2後		2	隔年開講・オムニバス方式
	医薬品解析・開発学分野	抗血栓薬開発学特論	1・2前		2	隔年開講
		食品生化学特論	1・2前		2	隔年開講
		抗体医薬品開発学特論	1・2前		2	隔年開講
		無機医薬品開発学特論	1・2前		2	隔年開講
		生物無機化学特論	1・2前		2	隔年開講
		医薬品解析・開発学演習	1・2後		2	隔年開講・オムニバス方式
	社会環境薬学分野	腫瘍薬学特論	1・2前		2	隔年開講
		医薬品情報解析学特論	1・2前		2	隔年開講
		精神衛生薬学特論	1・2前		2	隔年開講
		環境・薬剤疫学特論	1・2後		2	隔年開講
		社会環境薬学演習	1・2後		2	隔年開講・オムニバス方式
		小計（20科目）	—	0	46	
医療薬学 実習		実践的医療薬学演習	1・2前	2		隔年開講・共同
		フィジカルアセスメント学内実習	1・2前	2		隔年開講（学内）共同
		フィジカルアセスメント臨床実習	2後～3前		2	（学外）共同
		小計（3科目）	—	4	2	
博士論文 研究		医療薬学研究総合演習	4通		2	共同
		課題研究	1～4通	12		
		小計（2科目）	—	12	2	
合計（26科目）			—	18	50	
学位又は称号			博士（薬学）		学位又は学 科の分野	薬学関係
修了要件及び履修方法						
【修了要件】本課程に4年以上在学して所定の授業科目について30単位以上（必修18単位・選択12単位以上）を修得し、且つ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。 (1) 医療薬学講義について必修1科目、2単位を修得すること。 (2) 高度専門科目の特論について4つの分野の中から5科目以上選択し、10単位以上修得すること。 (3) 高度専門科目の演習について4つの分野の中から1科目以上選択し、2単位以上を修得すること。 (4) 医療薬学実習について必修2科目、計4単位を修得すること。 (5) 博士論文研究の必修12単位を修得すること。						

〈別表Ⅱ〉検定料、入学金、授業料等

①検定料

(単位：円)

入試区分	入学検定料
一般入試	35,000
社会人特別選抜	
再入学	25,000
科目等履修生	10,000
研修生（認定社会福祉士）	

②入学金・授業料（年間）

(単位：円)

研究科	課程	専攻	入学金	授業料	合計
医療科学	修士	医療科学	200,000 (注)	680,000	880,000
	博士後期				

(注) 1 本学卒業生は免除とする。

2 本学卒業生以外の者で、公共的団体または本学と特別な協力関係のある団体のうち理事会で承認された団体からの推薦者は 100,000 円とする。

3 再入学者の入学金は 100,000 円とする。

(単位：円)

研究科	課程	専攻	入学金	授業料	合計
薬学	博士 (4年制)	医療薬学	200,000 (注)	680,000	880,000

(注) 1 本学薬学部（6年制）卒業生は免除とする。

2 本学卒業生以外の者で、公共的団体または本学と特別な協力関係のある団体のうち理事会で承認された団体からの推薦者は 100,000 円とする。

3 再入学者の入学金は 100,000 円とする。

③研究員・科目等履修生及び研修生の入学金及び授業料等（年間）

(単位：円)

区分	入学金	授業料	在籍料
研究員	—	—	10,000 (注4)
科目等履修生	※30,000 (注1)	20,000 (注2)	—
研修生（認定社会福祉士）	20,000 (注1)	20,000 (注3)	—

(注1) 入学金について、本学卒業生は免除とする。

※科目等履修生の入学金について、本学卒業生以外の者で、公共的団体または本学と特別な協力関係のある団体のうち理事会で承認された団体からの推薦者は半額免除とする。

(注2) 科目等履修生の授業料は1単位当たりとする。

(注3) 研修生（認定社会福祉士）の授業料は1研修当たりとする。

(注4) 研究員の在籍料は1か月当たりとする。在籍期間が1年間の場合は 120,000 円、半

年間の場合は 60,000 円を一括納入すること。但し、学年の途中において研究員となった場合は、研究員となった時期から当該学年末までの月数を乗じた在籍料を一括納入すること。

④休学在籍料

休学期間	在籍料
半 期	60,000
年 間	120,000